特定非営利活動法人 Peace & Nature

コンプライアンス規程

第１条（目的）
この規程は、特定非営利活動法人 Peace & Nature（以下「P&N」という）の適正な運営を図ることを目的として、コンプライアンスの実施及び運営の基準を定めたものである。

第２条（遵守事項）
1. 人権を遵守し、差別・ハラスメントは行わない。
2. 環境に関する条約・法令等を遵守し、地球環境に配慮した活動を行う。
3. 知り得た情報は適切に管理し、第三者の知的財産権等権利についても適切に扱う。
4. 贈答・接待等は法令に違反することなく、かつ社会通念上妥当な範囲内で行う。
5. 反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わない。
6. P&N 内部組織の活動においては、その参加者は公序良俗を徹底し、私利私欲、社会生活において不適切な人格を持つ者による、組織の秩序、権限、責任の乱用、侵害、ならびに良好な組織の活動を阻害する行為があった場合については、これを調査し、是正する。

第３条（改 廃）
本規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則
この規程は、２０２２年（令和４年）２月２７日　から施行する。